

65歳以上の高齢者ドライバーの皆さんへ 運転免許証の自主返納を支援します！

運転免許証の自主返納、
考えてみませんか？

村では、高齢者が当事者となる交通事故の減少を図るため、運転に不安を感じている65歳以上の方で、所有する全ての運転免許証を自主返納した方を対象に、「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施しています。

この事業は、“高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくり・きっかけづくり”として実施するものです。「自分の運転に自信がなくなった」「運転する機会が少なくなった」「視力が衰えてきた」などの理由から運転免許証の自主返納をお考えの方は、ぜひ支援事業をご利用ください。



1. 対象者

次の全ての条件を満たす方が対象です。

- ▽東海村に住所があり、免許証返納日において満65歳以上の方
- ▽所有する全ての運転免許証を自主返納した方で、自主返納した日から1年を経過していない方
- ※運転免許証が失効した場合は該当しません。

例 平成31年4月1日に返納した場合は、令和2年3月31日までに申請する必要があります。

2. 支援の内容

次のいずれか1つを交付します(1人当たり1回限り)。

- ▽東海村デマンドタクシー利用券2万1,000円分
- ▽茨城交通ICカード乗車券「いばっぴ」2万500円分(保証金500円含む)
- ▽東海村商工会「共通金券」2万円分(登録店舗で使える金券、使用期間は7月～翌年2月末まで)
- ※希望した利用券等は、後日郵送します。

3. 運転免許証の返納場所

次の場所で行っています。

運転免許証の返納手続きは、警察署、運転免許センター、交番で行っています。各場所で受付時間が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※交番の場合は、「申請による運転免許の取消通知書」の当日発行と「運転経歴証明書」の申請はできません。

※「運転経歴証明書」とは、身分証明書に利用できるカードで、交付手数料がかかります。

返納場所	電話番号
ひたちなか警察署 (ひたちなか市東石川町897-2)	☎272-0110
茨城県警察運転免許センター (茨城町長岡3783-3)	☎293-8811
東海地区交番 (舟石川駅西一丁目1-7)	☎287-0110

4. 申請方法

次の方法で申請してください。

環境政策課(役場行政棟4階)備え付けの申請書に必要事項を記入し、右記の申請に必要なものをお持ちの上、環境政策課生活環境保全担当へ申し込みください。



申請に必要な持ち物▼▽「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」の写し▽印鑑(スタンプ式印鑑不可)▽本人の確認ができるもの(マイナンバーカード、健康保険証、「運転経歴証明書」など)

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1452)